

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月23日
【会社名】	株式会社ハーバー研究所
【英訳名】	HABA LABORATORIES, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 小柳 昌之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目24番地
【電話番号】	03-5296-6250
【事務連絡者氏名】	総務部 柴田 佳三
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目24番地
【電話番号】	03-5296-6250
【事務連絡者氏名】	総務部 柴田 佳三
【縦覧に供する場所】	株式会社ハーバー研究所 (東京都千代田区神田須田町一丁目24番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月21日開催の当社第31期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金商品取引法24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日
平成27年6月21日

(2) 株主総会の決議事項
第1号議案 定款一部変更の件

変更前	変更後
<p>第1章 総則 (条文省略)</p> <p>第1条～第3条 (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 (条文省略)</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 (条文省略)</p> <p>第11条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、12名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>第1章 総則 (現行どおり)</p> <p>第1条～第3条 (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 (現行どおり)</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 (現行どおり)</p> <p>第11条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、12名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>

変更前	変更後
<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>2. (新設)</p> <p>3. (新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法) 第24条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、取締役の全員が取締役の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第26条 (条文省略)</p>	<p>(任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法) 第25条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役の全員が取締役の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第27条 (現行どおり)</p>

変更前	変更後
<p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>(員数)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>

変更前	変更後
<p>(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の決議方法) 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の議事録) 第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規則) 第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬等) 第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除) 第38条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2. 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の権限) 第30条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>

変更前	変更後
<p>第39条～第41条 第6章 会計監査人 (条文省略)</p> <p>第42条～第45条 第7章 計算 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第33条～第35条 第6章 会計監査人 (現行どおり)</p> <p>第36条～第39条 第7章 計算 (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任免除) 第1条 当社は、第32期定時株主総会開催日以前の行為 に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役 会の決議によって、同法第423条第1項の監査役 (監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度 において免除することができる。</p>

第2号議案 取締役8名選任の件
候補者番号1. 小柳 昌之
候補者番号2. 廣森 知恵子
候補者番号3. 柴田 浩樹
候補者番号4. 宮崎 一成
候補者番号5. 藤井 章夫
候補者番号6. 末広 栄二
候補者番号7. 松尾 喜隆
候補者番号8. 小柳 典子

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
候補者番号1. 佐々木 眞一
候補者番号2. 梅田 常和
候補者番号3. 西口 徹

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
当社の取締役の報酬額は、平成26年6月22日開催の第31回定時株主総会において年額360百万円以内
とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条
件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額の定め
に代えて、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮いた
しまして、年額360百万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と定めることをお願いするもの
であります。
なお、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除
く。)8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名となります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行い
たします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締
役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額36百万円以内と定めることをお願いするもの
であります。

(3) 株主総会決議事項に対する結果等

株主総会決議事項		賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	出席議決権 数(個)	賛成率 (%)	可決要件	決議結果
第1号議案	1	23,959	43	0	25,747	93.06	(注)1	可決
第2号議案 (数字は候補者 番号)	1	23,887	115	0	25,747	92.78	(注)2	可決
	2	23,892	110	0	25,747	92.80	(注)2	可決
	3	23,894	108	0	25,747	92.80	(注)2	可決
	4	23,882	120	0	25,747	92.76	(注)2	可決
	5	23,883	119	0	25,747	92.76	(注)2	可決
	6	23,896	106	0	25,747	92.81	(注)2	可決
	7	23,880	122	0	25,747	92.75	(注)2	可決
	8	23,874	128	0	25,747	92.73	(注)2	可決
第3号議案 (数字は候補者 番号)	1	23,940	62	0	25,747	92.98	(注)2	可決
	2	23,805	197	0	25,747	92.46	(注)2	可決
	3	23,935	67	0	25,747	92.96	(注)2	可決
第4号議案	1	23,841	161	0	25,747	92.60	(注)2	可決
第5号議案	1	23,889	113	0	25,747	92.78	(注)2	可決

(注)1 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成による。

(注)2 可決要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分により、全ての議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席株主の賛成、反対および棄権に係る議決権の数は加算してありません。

以 上